

# INFORMATION

## 【第 120 回 判例研究会】 (認定研修)

今回は、司法書士業と不動産賃貸業を営む個人が、自身が代表取締役を務める同族会社と締結した不動産賃貸借契約（転貸）について、行為計算否認規定（所法 157 条 1 項）の適用が争われた事例になります。

【題材】大阪高等裁判所 令和 7 年 4 月 25 日裁決

会場参加では、弁護士・司法書士の先生方とも深い議論ができたり、他の税理士の考察を聞くことができたりとおすすめです。

◆日 時：令和 8 年 1 月 23 日（金）

18:30～20:30（開場 18:15）

◆場 所：神奈川青年税理士クラブ 事務局（定員 15 名）

〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町 7-2 ハイツ横浜 205 号

Zoom によるオンライン参加（定員 80 名）

※会場（事務局）参加には人数制限がございます。

お早めのお申込みをお願いいたします。

◆講 師：横山朗弁護士・青税 武尾佳代子会員

※状況により、開催方法の変更や延期となる可能性があります。

必ず下記よりお申込み下さい。変更となった場合は、お申込み者にご案内いたします。



参加人数の把握とレジュメの送信など各種ご案内のため、

下記 URL または右 QR コード（Google フォーム）より事前にお申込みをお願いいたします。お申込み後のキャンセルは Google フォームで再度送信をお願いします。

【申込み期限： 1 月 16 日（金）】

<https://forms.gle/ENUuUeQKvn1c8jCR9>

上記 URL でのお申込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールまたは FAX にてお申込みください。

氏 名 \_\_\_\_\_

E-M a i l または F A X \_\_\_\_\_

登録支部および登録番号 支部 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_

※税理士未登録の方は、未登録とご記載ください。

参加方法 会場参加 · Zoom

懇親会 参加する · 参加しない

### 【申込先】

E-Mail : kanagawaaozei.kenkyu@gmail.com F A X : 045-308-6136  
研究部長 伊藤 悠介